

**「県営明野住宅建替事業」 落札者決定基準(案) 新旧対照表(令和4年12月9日修正)**

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	旧	新
1	6	3	(3)	ア		定性評価は、入札参加者から提出された技術提案について、以下に示す項目ごとに評価を行うものとし、下式により定性評価点を採点する。(70点満点。小数点以下第2位までを有効とし、小数点以下第3位を四捨五入する。)	定性評価は、入札参加者から提出された技術提案について、以下に示す項目ごとに評価を行うものとし、下式により定性評価点を採点する。(700点満点。小数点以下第2位までを有効とし、小数点以下第3位を四捨五入する。)